



2020年9月2日

法務大臣 森 雅子 様 難民対策連絡調整会議関係者様

L G B T I 難民の第三国定住枠適用に向けた要望

一般社団法人 R R C J

代表理事 嶋田聡美

東京都東久留米市中央町5-13-15

近年、L G B T I（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、性分化疾患）の方たちの人権を考慮し、中東地域からわずかではありますが同性愛者の難民認定をしていただき誠に感謝しております。

現在法務省が行っている同性愛者の難民認定はかなり限定的な地域からの難民に限られているようです。しかしながら、L G B T I 難民は同性愛者を罰する法律のあるすべての国から非難してきた難民と考えられるはずで、第三国定住という方法でなければ特にアフリカ地域からのL G B T I 難民の避難は不可能だとわたしたちは考えています。そのためわたしたちは以下を要望いたします。

1. 2007年及び2017年のジョグジャカルタの原則に基づき第三国定住の枠組みの中にL

L G B T I 難民を含めてください。

現在日本政府が行っている第三国定住はミャンマーの難民に限定され、LGBTI 難民は含まれていません。

アフリカのいくつかの国々では、同性愛者だけでなく、性同一性障害者も男性とセックスをするために女装しているとみなされ、同性愛者を罰する法律で同様に罰せられ、刑務所に入れられています。出所してもニュース番組等で住所実名を公開され社会の一員として生きていくことができません。

アフリカの L G B T I 難民は逮捕されたり殺されそうになったりして、母国を脱出しケニアの U N H C R に保護を求めてきます。しかし、登録ができて、ケニアは安全な国ではありません。ケニアにも同性愛者を罰する法律があるからです。彼らはそこでも逮捕されたり、暴行を受けたりしています。 難民キャンプでも他の難民が LGBTI 難民をナイフで切りつけたり、彼らの家に火をつけるという事件が繰り返し起きています。

最近アフリカでは、COVID19 のロックダウンの法律を警察が悪用し、LGBTI を狙って逮捕するという事例も起きています。

L G B T I 難民が安全な場所に避難するには第三国定住が不可欠です。欧米諸国は、中東、アフリカから毎年 U N H C R が認めた L G B T I 難民を第三国定住の方法で受け入れています。この方法が、難民、受入国双方にとって最も良い方法だと考えられているからです。どうか、第三国定住の枠組みの中に LGBTI 難民を含めてください。

2. U N H C R の難民認定書をもっている難民を日本でホームレスにしないでください。

R R C J に保護を求めてきた中東からの同性愛者の難民はヨルダン U N H C R の難民認定書と日本大使館からの正式なビザを持って入国したにも関わらず、長い間ホームレスとなっていました。難民事業本部の支援など一切受けられず、現在もホームレスすれすれの生活をしています。世界の L G B T I 難民のネットワークでは、日本は U N H C R の認定書をもっている難民をホームレスにする国と認識されてしまいました。また、日本で難民認定されても 5 年の定住カードが与えられ、その間生活保護を受けると永住カードはもらえないという制度は、このコロナウィルスのため仕事を失った同性愛者の難民にとって非常に憂慮されるべき状況です。どうか生活保護を受給しても永住カードを与えてください。

日本が国際社会において L G B T I の人たちの命を守っているという姿勢を示すためには、U N H C R が認めた L G B T I 難民を第三国定住の枠組みの中で受け入れ、政府による最低限の支援は行って欲しいとわたしたちは要望いたします。

以上

